

第 9 回委員会

日時：2002 年 3 月 9 日（土） 14 時～17 時

場所：日本図書館協会 5 階会議室

出席者：永田委員長、原井、古川、堀井、増井、和中

欠席者：乙骨、酒井、室橋、横山

<事務局>磯部

[ 配付資料 ]

1. 第 13 章改訂案 [ 最初から 13.1.5.3 まで ] (原井委員作成)  
( 14 ページ - A4 )
2. 並列タイトル等について (原井委員作成)  
( 2 ページ - A4 )
3. FRBR 目次・索引訳語一覧(ABC 順、目次順) (和中委員作成)  
( 6 ページ - A4 )
4. 和漢古書に関する取扱い (案) 及び解説 - 2002 年 3 月 5 日 - (国立情報学研究所)  
( 5 ページ - A4 )
5. 第 28 期目録委員会記録 No. 8
6. 訪日する Tillett 氏から受け取った資料 (国会図書館などで予定している講演のレジュメ等)
  - ・ Summary of Revisions to Chapter 12 and Related Rules ( 8 ページ - A4 )
  - ・ AACR2's Updates for Electronic Resources ( 5 ページ - A4 )
  - ・ Cataloging in the Digital Environment : A Tutorial ( 22 ページ - A4 )
  - ・ FRBR モデル (書誌レコードの機能要件) ( 42 ページ - A4 )

[ 連絡事項 ]

FRBR の翻訳の基礎となる配付資料 3 について、和中委員から次の説明があった。資料のうち ABC 順には索引から抽出した言葉が含まれ、目次順より量が多い。また同一単語でも別の章に再出したものは省略していない。訳語は今後の作業の中で修正されることもある。

[ 検討事項 ]

1. 委員の「公募」について

委員長から次の発言があった。JLA の委員会再編検討チーム名で、『図書館雑誌』4 月号に事業執行型委員会の委員を公募する要項を掲載することが決まったので、現状紹介や委員の条件などに関する回答を 3 月 10 日までにほしい、と当委員会に求めてきた。この要請

にどのように対処するか諮りたい。

これに関して、次のような討議が行われた。

- ・各委員会の実情を踏まえた包括的なルールが提示されていないため、例えば適切でない人が応募した場合にどうするか、定員が明らかでない中で何人採用するのかわからないなど、不明確な点が多い。
- ・公募自体は委員会が閉鎖的に陥る弊害を防ぐ点で悪くない。
- ・結論として、目録委員会の人員構成は目下バランスが取れてはいるが、近く検討開始を予定している和漢古書の目録法に見識があり、最近の目録規則を理解し得る人の公募を望む、と回答する。併せて、審査の過程で目録委員会も関与させてほしいと要望する。

## 2. ティレット氏の JLA への訪問 ( 今月 13 日 ) について

次のような討議が行われた。

- ・どのように迎えるかが問題である。
- ・当委員会を紹介し、第 13 章の改訂方針の英訳を提供して説明する。
- ・NCR の特徴を以下のように把握し、これについて説明する。書誌階層構造など基本的な議論をしなければならないだろう。

ISBD の積極的な導入とパリ原則の不十分な導入、和書中心、書誌階層構造に関する規定の存在、対象は書誌単位、標目は相互に等価、構造は AACR2 に近いが標目に関する規定は簡略

- ・FRANAR などについてティレット氏に尋ねたい。

## 3. 国立情報学研究所による和漢古書の目録規則について

委員長から次の発言があった。昨日の研究所での会合で研究所側は、今後も検討を続け NCR に変更があった場合はそれに従う、と述べたので、当委員会側に用意がないこともあり特に異論は述べなかった。だが当委員会でも検討を開始し齟齬に対処する必要がある。

次いで、以下の諸点に関して議論を行った。

- ・「記述対象」という表現 ( 記述対象と記述対象資料との間の揺れ。利用者に分かり難い。 )
- ・書誌的巻数をタイトル関連情報と見なすこと
- ・規定を独立の章とするか否か
- ・国立情報学研究所の目録規則が書写者を挙げていること ( 従来の慣行と異なる )
- ・古い慣習の継続の適否

## 4. 前回の記録について

委員長より 2 点の異議が出された。

- ・並列タイトルの条項 ( 13.0.4.1 ) に関する箇所  
NCR は和書中心の規則なので「適切でない」と言い切るのは好ましくない。また「シンタックスが不備である」と言うところが NCR だけの不備であるかのように誤解される。
- ・情報源間でタイトルが異なる場合に関する条項 ( 13.1.1.1C、D [ 正しくは 13.1.1.1D ] )

に関する箇所

タイトル選定の過程が第1章(1.1.1.1C)や第2章(2.1.1.1E)と異なるのは不整合ではなく、雑誌は表紙を情報源としたいからという理由による。

この2箇所については、今後委員長がメールで代案を示す。

なお、並列タイトルに関する議論の中で、AACR2Rの該当規定を参照することとなった。またある章の改訂に当たって、他章との整合性を考慮する余り大きな改訂に踏み切れない現状を打開するため、AACR2の改訂のように他章の関連規定をも一度に直してしまう手法が取れないか、との意見が出された。

#### 5. 第13章の改訂について

配付資料1に基づいて、次のような議論を行った。

・通則(13.0)第3段落の、同一条項内に資料別の規定が併記される場合がある旨の文言は、平易な表現が見つかりにくく省くことも考えられるが、なお検討を続ける。また併記すべき箇所は案のほかにもまだあるだろう、というのが前回の雰囲気だった。

・本章において「記述の対象」と「記述対象」は書き分けられていると見られる。むしろ用語解説に「記述の対象」とあるのが問題である。

・並列タイトルの箇所(13.0.4.1)は、この案では大きく手を加えることをしていない。問題点を整理してメモとして提出した(配付資料2)。今後は並列責任表示や並列版表示を併せ考える必要がある。

・本タイトルの範囲の条項(13.1.1.1)を、配付資料1では1.1.1.1等になるべく合わせ、団体名を別項にしないで「総称的な語」等と一緒にしたが、「著作者名」は止めて「団体名」とし、元どおりA)とイ)に分ける(例「2.4-Dの研究」は改める)。

・13.1.1.1Aの「共通するタイトル」は用語解説の「共通タイトル」のことなのでそのように改め、かつ「従属タイトル」という語を採用した。13.1.1.1Bは現行のままで良い。

・配付資料1は13.1.1.1Dを13.0.3.2の「印刷形態の継続資料」と「印刷形態以外の継続資料」の区分に合わせて改めた。

・継続資料のタイトルをどこから採用するかを一度検討しなければならない。電子ジャーナルの例を集めてみる。

・逐次刊行物では版の責任表示を個人編者の扱い(原則として注記)と同じにする。

・「ルーズリーフ」(2001年9月29日案13.2.1.1Bほか)はNCRには現れないので、本文中の「加除式の図書」等や用語解説の「加除式」を考え合せて「加除式資料」とする。

次回の委員会は4月13日(土)に開催する予定。